

佐賀県イベント・プロモーション協会 会則

第1条（名称） 本会は『佐賀県イベント・プロモーション協会』と称する。

第2条（目的） 業界に対する学習と研究を通じて、会員相互の親善を図るとともに、地域の人材育成とイベント・プロモーション業界を健全に発展させ、佐賀県経済に貢献する。

第3条（活動） 前条の目的にそって、次の活動を行う。

1. 会員相互の情報交換・懇親交流
2. 新技術・理論、成功事例の研究
4. 国内外の視察企画・運営
5. 団体として活動の情報発信・普及啓発
6. その他、本会の目的に沿った諸活動

第4条（活動内容）

1. 年2回定例会を開催する（6月総会、12月定例会）
2. 総会時に次年度の活動および運営担当委員を決定する。
3. オープンセミナーを年1回開催する。

第5条（会員）

1. 会員資格 業界に関心をもち本会の趣旨及び目的に賛同する者で、原則として佐賀県内に事務所を置く法人及び個人の代表者が参加するものとする。
2. 新規入会 会員1名の推薦を要し、役員会の承認を得るものとする。
3. 退 会 退会届を会長に提出し、任意に退会する事ができる。但し、納入済の会費は返金しないものとする。
4. 義 務 ①本会が行う諸活動に積極的に参加すること。
②定められた会費を遅滞なく納入すること。

第6条（会計）

1. 本会の運営経費は、会費、臨時会費及びその他収入をもって充当する。
2. 本会の会費は、年額10,000円とする。
3. 本会の会計年度は4月1日より翌年3月末までとし、事務局より収支報告を行う。

第7条（運営）

1. 役員 本会を運営するにあたって、次の役員をおく。
 - ①会長（1名）本会を代表して会を総括し、会議を招集しその議長となる。
 - ②副会長（2名）会長を補佐する。
 - ③役員（若干名）本会の運営を統括する。
 - ④監事（2名）本会の会計を監査する。
 - ⑤事務局（1名）本会の事務・会計を統括する。必要に応じて、名誉会長、相談役、顧問をおく事ができる。
2. 会議 年1回開催する総会及び前項の役員による役員会とする。
3. 運営 運営に関する事項は、役員会において決定し遂行する。
4. 役員の任期 任期は2年とする。但し再任を妨げない。
5. 役員の選出 会員の互選により決定する。
6. 決議 役員会出席者の過半数の承認をもって採択する。
7. 事務局 本協会の事務局は佐賀広告センター内に置く。

第8条（変更）

この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。

付則 この会則は令和2年6月1日より施行する。